

拠出型企業年金保険

年金受給待期者のしおり

(幹事会社) 日本生命保険相互会社

目 次

ごあいさつ
ご連絡先····································
お知らせ
1. 年金受取の開始について
2. 年金受取開始前の事前のご確認について
3. 年金受取の開始時期を早めたいときや延長したいとき 2
4. 一時金受取を希望されるとき(年金繰延期間中または満了時) 2
5. 給付金 (年金・一時金) のお支払いについて 3
6. 年金種類について
7. 年金受給待期者がお亡くなりになられたとき 5
8. 住所・受取口座・氏名を変更されるとき 5
9. 年金受給待期者証を紛失されたとき 5
10. 税金のお取扱いについて
11. 年金繰延期間中の諸手続きと必要書類の一覧表 8
各種手続き用書類

<ごあいさつ>

年金受給待期者様へ

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申しあげます。

このたび、あなた様のご請求に基づき年金受給権取得を繰延べるお手続きが完了しましたことをご報告いたします。

つきましては、「年金受給待期者証」および「年金受給待期者のしおり」をお届けいたしますので、内容をご確認のうえ大切に保管ください。

このしおりは、年金受取開始までの間(年金繰延期間)の手引きとして作成しておりますので、ご一読いただき、手続き・届出等を行っていただきますようお願い申しあげます。

なお、ご不明な点がございましたら以下の【ご連絡先】までお問合せください。 今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申しあげます。

【ご連絡先】

(幹事会社) 日本生命保険相互会社

企業保険サービス課

〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12 電話番号:0120-383-616 (通話料無料)

受付時間:月~金曜日 9:00~17:00 (祝日、12/31~1/3を除く) 休業日の翌日は電話が混み合ってつながりにくい時がありますのでご了承ください。 なお、ご照会・ご連絡の際には証書番号をご確認のうえ、必ず年金受給待期者ご本人からお問合せください。

<お知らせ>

生命保険契約者保護機構について

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。また、お客様への保険金等のお支払いを確実に行うため、リスク 管理と健全性の確保に努めています。
- ●保険会社の業務または財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- ●なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- ●保険契約者保護の措置の詳細につきましては、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

生命保険契約者保護機構: TEL 03-3286-2820

月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時~正午、午後1時~午後5時 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

1. 年金受取の開始について

年金繰延期間が満了となったとき、自動的に年金をお受取りいただけます。

2. 年金受取開始前の事前のご確認について

年金繰延期間満了の2ヵ月前に「拠出型企業年金保険 繰延・据置満了のご案内」を送付いたしますので、年金種類・受取口座を確認ください。受取口座を登録されていない場合や、年金受給待期者証に記載の年金種類の変更を希望される場合は、当社から手続き書類を送付いたしますので1ページの【ご連絡先】まで連絡ください。

〔注〕

書類提出締切日を経過しますと年金種類の変更ができなくなることがありますのでご注意ください。

3. 年金受取の開始時期を早めたいときや延長したいとき

団体との協定書の定めにより、年金繰延期間の変更ができない場合がありますので、1ページの【ご連絡先】 まで照会ください。

団体の制度内容を確認させていただいた後に、当社から手続き書類を送付いたします。

4. 一時金受取を希望されるとき(年金繰延期間中または満了時)

1ページの【ご連絡先】まで連絡ください。

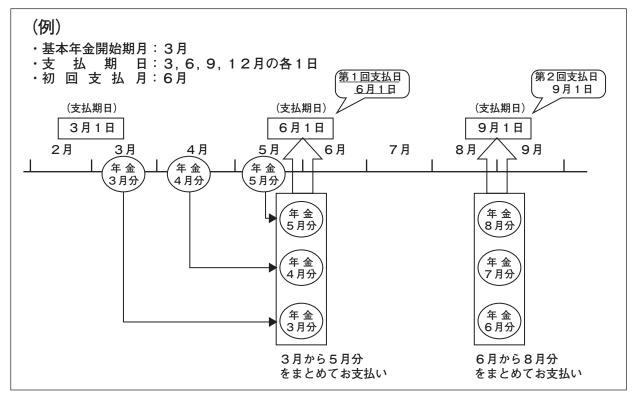
当社から手続き書類を送付いたします。

[注]

Aコース・Bコースともに加入されている方(証書番号の末尾にアルファベットのAもしくはBがついた証書番号をそれぞれお持ちの方)は、各コースとももれなく請求ください。

5. 給付金(年金・一時金)のお支払いについて

- ●すべての書類が整っていることが確認できた後にお支払いの手続きをいたします。
 - ・年金は、支払期日の前月分までの年金を、支払期日にまとめてお支払いする方法が一般的です。 以下のケースでは、3月~5月分までを6月1日にお支払いしています。



[注]

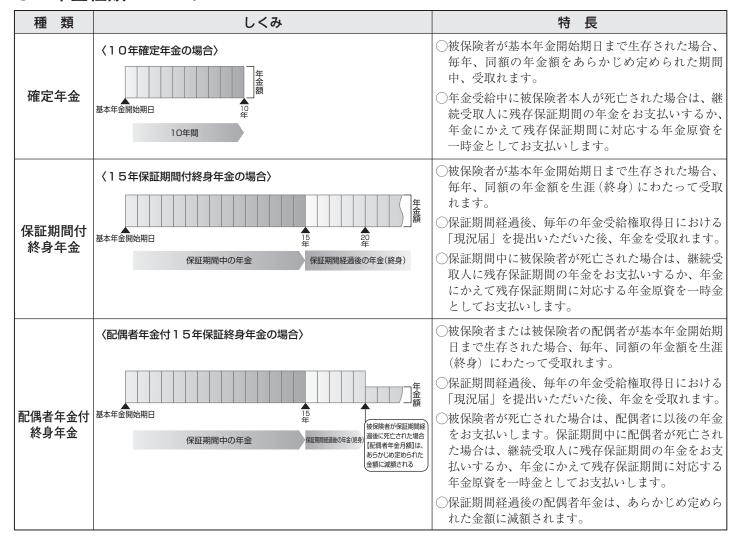
支払期日が土・日・祝日および年末年始の当社休業日(12/31~1/3)の場合は、その翌営業日のお支払いとなります。

金融機関の都合により、支払日の午前中にお引出しできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・一時金は、当社にて書類受付後、書類の点検などに日数を要する場合があります。特に年末年始や事業年度末に は請求が集中いたしますので、できるだけお早めにお手続きください。

ただし、年金繰延期間満了時に一時金受取りを希望されたときは、年金繰延期間満了日以降にお支払いいたします。

6. 年金種類について



〔注〕

- ① 年金種類は団体との協定書の定めによりご選択いただける種類が異なります。
- ② 保証期間付終身年金を選択された後に解約(一時金受取り)を希望されましても残存保証期間部分のみのお支払いとなり、終身年金部分を解約(一時金でお支払い)することはできません。なお、保証期間経過後に被保険者本人が生存されているときは、年金のお支払いが再開されます。ただし、年金受取り再開後は解約(一時金)のお取扱いはできません。
- ③ 継続受取人は保険契約の内容によって異なります。詳しくは1ページの【ご連絡先】まで照会ください。

7. 年金受給待期者がお亡くなりになられたとき

ご遺族(継続受取人)に遺族給付金をお支払いいたしますので、ご遺族の方からすみやかに1ページの【ご連絡先】 まで連絡ください。

[注]

- ① 継続受取人は団体との協定書の定めにより異なります。(通常は労働基準法施行規則第42条~第45条の規定を準用し、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となっています。)詳しいお取扱いにつきましては1ページの【ご連絡先】まで照会ください。
- ② 年金受給待期者にかわって継続受取人が受給される場合、団体との協定書の定めにより、一時金を受取る以外にも年金を受取る、年金の受取りを繰延べる等の取扱いがありますので1ページの【ご連絡先】まで照会ください。

8. 住所・受取口座・氏名を変更されるとき

次の書類を1ページの【ご連絡先】へ提出ください。

住所を変更されるとき	(1) 「年金受給待期者 住所・受取口座・氏名変更届」(巻末に綴込みの用紙) (2) 変更後の住所が様方の場合は、以下のいずれかの書類を提出ください。(※1・※2) ・運転免許証(運転経歴証明書)のコピー(両面) ・住民票または印鑑証明書(※3) ・個人番号カード(顔写真がある面)のコピー
受取口座を変更されるとき	「年金受給待期者 住所・受取口座・氏名変更届」(巻末に綴込みの用紙)
氏名を変更されるとき	(1) 「年金受給待期者 住所・受取口座・氏名変更届」(巻末に綴込みの用紙) (2) 年金受給待期者証 (紛失された場合は「年金受給待期者 住所・受取口座・氏名変更届」裏面の年金受給 待期者証紛失届に、表面に押印した認印と同一の印を押印ください。) (3) 氏名変更を確認できる以下のいずれかの書類を提出ください。(※1・※2) ・運転免許証(運転経歴証明書)のコピー(両面) ・戸籍抄本または住民票(変更前後がわかるもの)(※3)

- ※1 公的資料(住民票・印鑑証明書・戸籍抄本)は、発行日から3カ月以内のものを提出ください。 また、原本以外にコピーでもお取扱いいたします。
- ※2 運転免許証(運転経歴証明書)のコピー・個人番号カードのコピーは有効期間中のものを提出ください。
- ※3 住民票を提出いただく際は、個人番号の記載がないものを提出ください。

9. 年金受給待期者証を紛失されたとき

「年金受給待期者証再発行請求書」(巻末に綴込みの用紙)を1ページの【ご連絡先】へ提出ください。

10. 税金のお取扱いについて

「年金受給待期者のしおり」作成時点の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱いが変わる場合がありますので、記載の内容は将来にわたって保証されるものではありません。 個別の税務取扱いにつきましては、所轄の国税局・税務署または税理士にご確認ください。

(1) 毎年の年金に対する税金

毎年の年金は雑所得となり、他の所得(給与所得・利子所得等)と合算されて、所得税・住民税の対象となります。

●源泉徴収税額

次の計算式での金額が25万円以上の場合には、所得税法により、その金額の10%を毎回の支払時に 源泉徴収税として支払金額から差引きます。

また、源泉徴収税(所得税)には税率(10%の税額)に「復興特別所得税(2.1%)」を乗じた金額が加算されます。

なお、源泉徴収税額は、確定申告により他の所得とあわせて税金の過不足が調整されますので、支払額に対する確定した税金額ではありません。源泉徴収の有無にかかわらず、原則として確定申告が必要となります。

- ※1 基本年金額+増加年金額です。
- ※2 基本年金額です。(増加年金額を含みません。)
- ※3 保証期間付終身年金の場合の「年金受取総額の見込額」とは、「年金年額(増加年金額を含みません。)×(余命年数と保証期間年数とのいずれか長い年数)」です。(余命年数については下表をご覧ください。)

〈表〉余命年数表(所得税法施行令第82条3別表)抜粋

年金支払	余命年数					
開始年齢	男性	女性				
50 51 52 53 55 56 57 59	27年 226 255 224 222 21 20 20	32年 310 29 27 26 25 24				

年金支払	余命年数				
開始年齢	男性	女性			
60歳 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70	19年 18 17 17 16 15 14 13 12	23年 22 21 20 19 18 18 17 16 15 14			

(1988年4月1日付改訂)

<相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いについて>

年金受取開始後に年金受取人が死亡され、継続(遺族)年金受取人が残りの支払期間または保証期間の 未払年金を受取る場合には、税務上の取扱いが異なりますので、国税庁のホームページをご参照いただ くか、最寄りの税務署へお問合せください。

●支払調書の提出

年金年額が20万円を超える場合は、所得税法により、翌年1月に当社から税務署宛「支払調書」を提出します。

●確定申告

その年(1月1日から12月31日まで)にお受取りになった年金は、他の所得と合算して翌年2月 16日から3月15日までに所轄税務署にて確定申告が必要となります。

確定申告には、毎年1月に送付します「年金支払証明書(確定申告用)」が必要となりますので、大切に 保管ください。

(2) 年金の受給にかえての一時金受取に対する税金

〈終身年金の場合〉

お受取りの一時金は一時所得ではなく雑所得となり、年金受取時と同様の取扱いとなります。

〈確定年金の場合〉

お受取りの一時金は一時所得となり、他の所得(給与所得・利子所得等)と合算されて、所得税・住民税の対象となります。

●一時所得の計算方法

課税対象額 = (-時金額 - 本人負担保険料 - 特別控除 50 万円 $) \times 1/2$ (当給付以外に一時所得となる他の所得がある場合には、合わせて計算ください。)

●支払調書の提出

一時金額が100万円を超える場合は、所得税法により、翌年1月に当社から税務署宛「支払調書」を 提出します。

●確定申告

その年(1月1日から12月31日まで)にお受取りになった一時金は、他の所得と合算して翌年2月 16日から3月15日までに所轄税務署にて確定申告が必要となります。

確定申告には、一時金支払時に送付します「お支払通知書」が必要となりますので、大切に保管ください。

●遺族一時金受取に対する税金

お受取りの一時金はみなし相続財産となり、相続税の対象となります。

一時金額が100万円を超える場合は、相続税法により、一時金支払の翌月に当社から税務署宛「支払調書」を提出します。(※)

(※) 相続税の申告期限は、相続の開始があったことを知った日(通常の場合は、被相続人の死亡の日) の翌日から10カ月目の日です。

詳しくは、税務署へお問合せください。

11. 年金繰延期間中の諸手続きと必要書類の一覧表

○印のついている書類を提出ください。

なお、戸籍謄本等を提出いただくにあたり、当該書類に記載されたすべての方に、以下の「個人情報の取扱いについて」に同意いただく必要があります。

個人情報の取扱いについて<必ずご確認ください>

(1) 個人情報(個人番号は除く)

保険会社(共同引受会社等を含む)へ提出される本帳票ならびに添付書類に記載された個人情報については、保険契約者・保険会社間で授受され、各種保険支払事務に利用します。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保 その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

(2) 個人番号

日本生命保険相互会社に提供される個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに利用します。

提出書類	給付金 請求書	年金受給待 期者 年金 繰延期間変	期者 住所・	期者死亡届	井金 東 ま の 本人	年金受給 戸籍謄本		継続受取 人の戸籍	同一世帯全 員の住民票		年 金 受 給 待 期 者 証 再 発 行 請	年金受給
手続き	明八日	更届	氏名変更届	年金請求書	確認書類※	除籍済分	抄本可	謄本	死亡時点	書類※	求書	1月201日町
年金受取の開始時 期を早めたいとき や延長したいとき		〇 (注1)										0
年金繰延期間中ま たは満了時の一時 金請求	〇 (注1)				〇 (注2)							0
年金受給待期者が お亡くなりになら れたとき				〇 (注1)		〇 (注2)		(注2.5)	〇 (注2·5·6)	(注2)		0
住所変更			0		○(注2·4)							
受取口座の変更			0									
氏名変更			0				○ (注 2·3)					0
年金受給待期者証 の紛失											0	

- ※ 本人確認書類として、以下のいずれかの有効期間中のコピーを提出ください。
 - ・運転免許証(運転経歴証明書) <住所変更・改姓がされている場合は両面>
 - ・パスポート (旅券番号の記載があるページ)
 - ・個人番号カード (顔写真がある面)
 - 上記の本人確認書類をお持ちでない場合は、印鑑証明書を提出のうえ、手続き書類には印鑑証明書の印を押印ください。
 - (注1) 1ページの【ご連絡先】まで連絡ください。当社から手続き書類を送付いたします。
- (注2)公的資料(印鑑証明書・住民票・戸籍謄(抄)本)は発行日から3カ月以内のものを提出ください。ただし、「(除籍済)戸籍謄本」は発行日からの有効期限は問いません。また原本以外にコピーでもお取扱いいたします。
- (注3)変更事実のわかる住民票(個人番号の記載がないもの)運転免許証(運転経歴証明書)のコピー(両面)でも取扱可能です。
- (注4)変更後の住所が様方の場合は、運転免許証(運転経歴証明書) <住所変更・改姓がされている場合は両面>、住民票(個人番号の記載がないもの)、印鑑証明書または個人番号カード(顔写真がある面)のいずれかの書類を提出ください。
- (注5) 請求内容・受取順位によりその他公的資料の提出をお願いすることがあります。
- (注6)住民票を提出いただく際は、個人番号の記載がないものを提出ください。なお、継続受取人のマイナンバー(個人番号)申告書類と兼用の場合は、継続受取人以外の個人番号の記載がないものを提出ください。
- *海外に居住されている方およびマイナンバー(個人番号)を変更された方につきましては、上記と提出書類が異なる場合がありますので、1ページの【ご連絡先】まで連絡ください。

各種手続き用書類

(きりとって使用ください)

拠出型企業年金保険 年金受給待期者 住所・受取口座・氏名変更届 様式第1号

(幹事会社) 日本生命保険相互会社 行

以下のとおり変更することを届出ます。また、以下個人情報の取扱いについて同意します。

<個人情報の取扱い>

今回の変更に伴って、保険会社(共同引受会社等を含む)へ提出される本帳票ならびに添付書類に記載された個人情報については、保険契約者・保険会社間で授受され、各種保険支払事務に利用します。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。



- *記入内容を訂正する場合は二重線で抹消後、訂正印(氏名横に押印の認印と同一印)を押印ください。
- *裏面を必ずお読みください。また「提出書類」に記載されている書類を添付ください。

ご留意点1. 「証書番号」は必要な (できない) では、 (できない) できない。

提出書類 (公的資料(戸籍を本等)(注 発行日からまカ月以内のものを提出ください。 また、原本以内にコピーでもお取扱いいします。

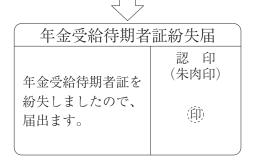
1. 住所を変更されるとき

変更後の住所が様方の場合は、以下のいずれかの書類を提出ください。

- ・運転免許証(運転経歴証明書)のコピー(両面)
- ・住民票(※1) または印鑑証明書(※2)
- ・個人番号カード (顔写真がある面) のコピー

2. 氏名を変更されるとき

- (1) 氏名変更を確認できる以下のいずれかの書類を提出ください。
 - ・運転免許証(運転経歴証明書)のコピー(両面)
 - ・戸籍抄本または住民票(変更前後がわかるもの)(※1)
- (2) 年金受給待期者証(紛失された場合は以下の年金受給待期者証紛失届に、表面に押印した認印と同一の印を押印ください。)



- ※1 住民票を提出いただく際は、個人番号の記載がないものを提出ください。
- ※2 印鑑証明書を提出いただく際は、認印ではなく印鑑証明書の印を押印ください。
 - *今回提出いただいた公的資料等は給付金支払事務に必要な範囲でのみ利用させていただき、事務処理後も 責任を持って厳正に管理させていただきます。

拠出型企業年金保険 年金受給待期者 住所・受取口座・氏名変更届 様式第1号

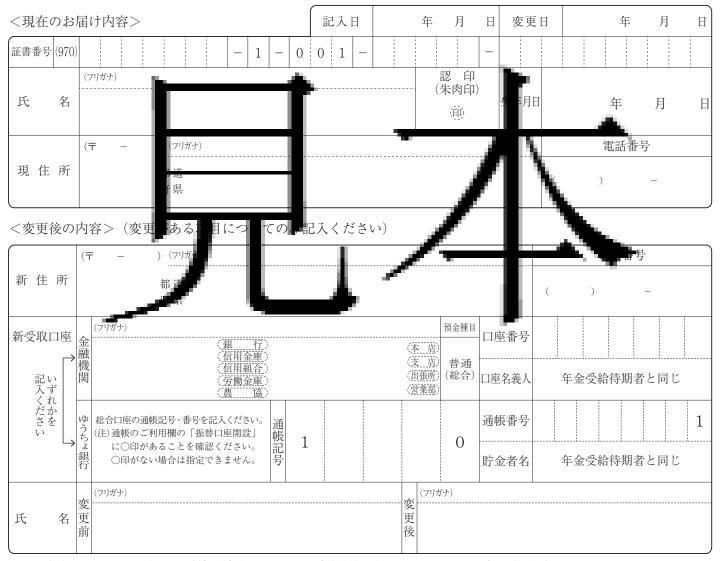
(幹事会社) 日本生命保険相互会社 行

以下のとおり変更することを届出ます。また、以下個人情報の取扱いについて同意します。

<個人情報の取扱い>

今回の変更に伴って、保険会社(共同引受会社等を含む)へ提出される本帳票ならびに添付書類に記載された個人情報については、保険契約者・保険会社間で授受され、各種保険支払事務に利用します。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。



- *記入内容を訂正する場合は二重線で抹消後、訂正印(氏名横に押印の認印と同一印)を押印ください。
- *裏面を必ずお読みください。また「提出書類」に記載されている書類を添付ください。

その他連絡欄 ご留意点

- 1. 「証書番号」は必ず
- 2. 住所変更の場合は、現住所 前の住所を記入ください。
- 変更後氏名名義の口座へ変更 3. 氏名変更の場合は、必ず 以口座 4

「公的資料(戸算事本等) 発行日からるカ月以内のものを提出くだ 提出書類 トにコピー しまた、原本は お取扱いい します。

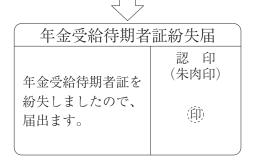
1. 住所を変更されるとき

変更後の住所が様方の場合は、以下のいずれかの書類を提出ください。

- ・運転免許証(運転経歴証明書)のコピー(両面)
- ・住民票(※1) または印鑑証明書(※2)
- ・個人番号カード (顔写真がある面) のコピー

2. 氏名を変更されるとき

- (1) 氏名変更を確認できる以下のいずれかの書類を提出ください。
 - ・運転免許証(運転経歴証明書)のコピー(両面)
 - ・戸籍抄本または住民票(変更前後がわかるもの)(※1)
- (2) 年金受給待期者証(紛失された場合は以下の年金受給待期者証紛失届に、表面に押印した認印と同一の印 を押印ください。)



- ※1 住民票を提出いただく際は、個人番号の記載がないものを提出ください。
- ※2 印鑑証明書を提出いただく際は、認印ではなく印鑑証明書の印を押印ください。
 - *今回提出いただいた公的資料等は給付金支払事務に必要な範囲でのみ利用させていただき、事務処理後も 責任を持って厳正に管理させていただきます。

拠出型企業年金保険 年金受給待期者 住所・受取口座・氏名変更届 様式第1号

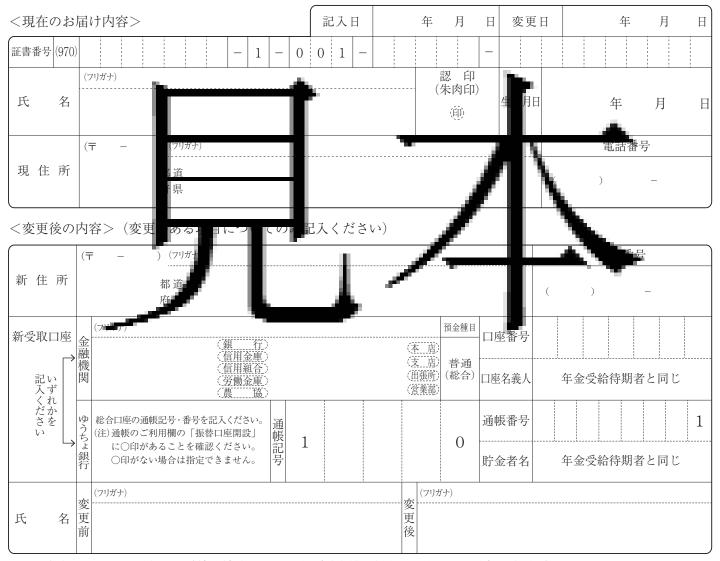
(幹事会社) 日本生命保険相互会社 行

以下のとおり変更することを届出ます。また、以下個人情報の取扱いについて同意します。

<個人情報の取扱い>

今回の変更に伴って、保険会社(共同引受会社等を含む)へ提出される本帳票ならびに添付書類に記載された個人情報については、保険契約者・保険会社間で授受され、各種保険支払事務に利用します。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。



- *記入内容を訂正する場合は二重線で抹消後、訂正印(氏名横に押印の認印と同一印)を押印ください。
- *裏面を必ずお読みください。また「提出書類」に記載されている書類を添付ください。

ご留意点 1. 「証書番号」は必ずまえんがされる。 2. 住所変更の場合は、現住所別に変更すの住所を記入ください。 3. 氏名変更の場合は、必ず受払口座も乏更後氏名名義の口座へ変更したさい。

1. 住所を変更されるとき

提出書類

変更後の住所が様方の場合は、以下のいずれかの書類を提出ください。

お取扱いい

- ・運転免許証(運転経歴証明書)のコピー(両面)
- ・住民票(※1) または印鑑証明書(※2)

「公的資料(戸籍
本等)(

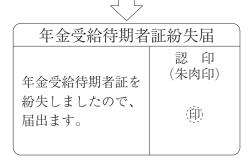
しまた、原本は にコピー

・個人番号カード (顔写真がある面) のコピー

2. 氏名を変更されるとき

- (1) 氏名変更を確認できる以下のいずれかの書類を提出ください。
 - ・運転免許証(運転経歴証明書)のコピー(両面)
 - ・戸籍抄本または住民票(変更前後がわかるもの)(※1)
- (2) 年金受給待期者証(紛失された場合は以下の年金受給待期者証紛失届に、表面に押印した認印と同一の印を押印ください。)

発行日から3カ月以内のものを提出くだ



- ※1 住民票を提出いただく際は、個人番号の記載がないものを提出ください。
- ※2 印鑑証明書を提出いただく際は、認印ではなく印鑑証明書の印を押印ください。
 - *今回提出いただいた公的資料等は給付金支払事務に必要な範囲でのみ利用させていただき、事務処理後も 責任を持って厳正に管理させていただきます。

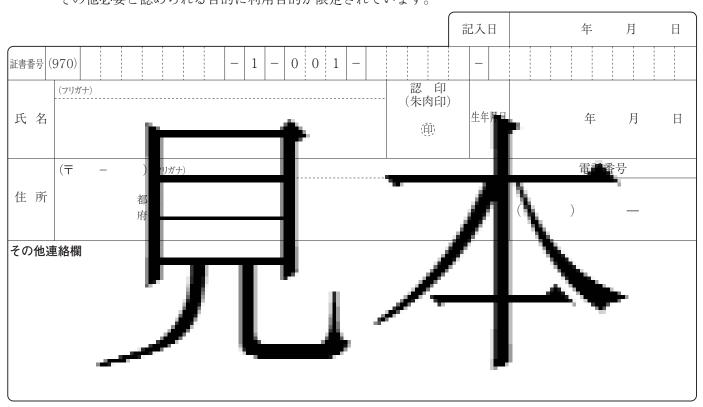
拠出型企業年金保険 年金受給待期者証再発行請求書 様式第2号

(幹事会社) 日本生命保険相互会社 行

年金受給待期者証を(紛失・破損)しましたので再発行を請求します。また、以下個人情報の取扱いについて同意します。

<個人情報の取扱い>

今回の手続きに伴って、保険契約者から保険会社(共同引受会社等を含む)へ提出される本帳票ならびに添付 書類に記載された個人情報については、保険契約者・保険会社間で授受され、各種保険支払事務に利用します。 (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保 その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。



*記入内容を訂正する場合は二重線で抹消後、訂正印(氏名横に押印の認印と同一印)を押印ください。

MEMO	

MEMO	
	_
	_
	_
	_
	_
	_
	_

日本生命保険相互会社 企業保険サービス課

〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12

電話番号: 0120-383-616 (通話料無料)

受付時間:月~金曜日 9:00~17:00 (祝日、12/31~1/3を除く) 休業日の翌日は電話が混み合ってつながりにくい時がありますのでご了承ください。

2017年6月作成 584-0270 K15-414